

書評

ハンス・ヘルフリッツ

「一般国法学」（松原訳）

田畠忍

一

ハンス・ヘルフリッツの「一般国法学」（A五版四百頁弱）が、今春（昭和三十五年五月三日）中央大学の松原正晃教授によつて訳出・出版されたことは、斯学会にとりて有益且つ慶賀すべきである、と考え、ここに紹介したいと思う。

本書は、同書第五版（一九四八年）の全訳であるが、第三版（一九三八年）及び第四版（一九四四年）では、「民族と国家」と改題させていたものを、旧に復して「一般国法学」としたものであり、また内容が著るしく豊富になつてゐる。著者が、ナチス・ドイツの時代に、「民族と国家」と言う改題名にもかかわらず、その第四版の序文に於て、「国法的ならびに政治的思考の基盤を、自己の国民共同体の範囲に限定することなく、学問的に把握する必要性がますます増大している」と言つてゐるのは、ドイツ的自由主義の立場に立つ著者の面目を示してゐるものと言えよう。そしてそのような学問的態度が、この第五版

に於ては、一層徹底化されているのである。訳者・松原君は、「これを「全体主義に対する自己反省ともいるべき回顧と攻撃の論述である」と言われてゐる。

また訳者は、著者の国法学的思考の意義を論じつつ、「著者が、第一次大戦後には、戦勝国の影響を受ける共和国への顯著な移行傾向を生じ、第二次大戦の結果は絢爛たる光彩を放つたデモクラシーの概念を国制の指導理念たらしめたと説」いていふことを指摘し、また「国法学の内容は、文化諸国家の国法において發展せる法概念と法組織を比較し、學問的にその源を探究し、それらの共通点を摘出して、統一ある説をたてることによつて得られる。かくして得られた成果は、自國法への導入、法認識と解明、およびその再組織に不可欠のものたりうるのである。彼はかかることに通暁することの必要性を説くことによつて、国法学の有用性を我々にみずから語るのである。」と言われてゐる。

しかし、概念を正確に立てようとするドイツ国法学の伝統が、本書の叙述に於て守られてゐることはもちろんであるが、新鮮な問題意識や深い洞察をここに求める」とは必ずしも当を得てゐるとは言えないであろう、と思う。

二

このような本書は、「第一章国法学の対象・第二章文献・第三章公法の概念・第四章国法の淵源・第五章法概念としての国家機関説・第六章国家概念の個別標識・第七章国家成立と滅亡・

第八章国家形態・第九章国家の結合・第十章イギリス帝国・第十一章ソビエト同盟・第十二章権威的国家指導と独裁・第十三章成文憲法・第十四章国家理論の概要」という体系で、まとめられている。

著者が、国家概念の設定について、三要素説を取っているあたりにも、其のドイツ国法学的の古色性を見得るのであるが、これを「要素」と言う代りに、「標識」と表現しているところに、其の若干の正しさを窺知することができよう。また「國家形態」と「國家結合」とを別々の章で論じている捌き方にも、旧き方法に、新しさを盛ろうとしている其の努力を見ることができるであろう。

さらに著者が、ドルの国アメリカ合衆国を問題にせず、イギリスと、ソ連と、かつての全体主義国家とを比較検討しているところに、私は特別の興味を感じざるを得ない。また、憲法史論（第十三章成文憲法の主要部分）に於て、アメリカ合衆国憲法を重視しながら、フランスの諸憲法を極めて小さく取扱つているのは何故であろうか。このような疑念を抱く者は筆者一人ではないであろう。しかも著者は、第十四章の国家理論の概要では、流石にフランスの思想家（モンテスキュー、ルソー）を無視しえなかつたのである。

二

この書物について、さらに種々の異論を挙み得ることはもちろんであるが、「国法学」書の数すくない我が國に於て、其

の寄与し得るところは恐らく広く且つ大である、と言うことができるであろう。

また松原教授の訳が、着実で、その上読みやすく工夫されていることも推称されてよい、と思う。私は、この訳業に払われた教授の努力に敬意を表し、またこの大努力を基礎として松原教授自身の国法学体系の構築される日を待望し、且つ教授が焦らず邁進されるよう祈念するものである（春秋社発行、定価七五〇円）。